

議案第四十一号

財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団に対する助成に関する条例の一部を
改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年六月九日

提出者 港区長 武井雅昭

財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団に対する助成に関する条例の一部を
改正する条例

財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団に対する助成に関する条例（平成八年港区条例
第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団に対する助成に関する条例

第一条中「財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団（平成八年四月一日に財団法人港区
ふれあい文化健康財団という名称で設立された法人をいう。」を「公益財団法人港区ス
ポーツふれあい文化健康財団（」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団に対する助成に関する条例の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

(説 明)

財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団が公益財団法人に移行したことに伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。